

【研究ノート】

## 告知義務違反解除の法的構成について

(平成20年改正保険法をふまえて)

Legal framework for rescission of insurance contracts  
due to breach of duty to disclose material facts

仲宗根 京子 (Kyoko Nakasone)

キーワード：商法改正、保険法、告知義務違反解除

### 一 はじめに

新しい「保険法」および「保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」は、平成20年法律第56号および57号として同年6月6日に公布された。わが国の保険契約に関する法律は、明治32年制定の商法の第2編10章（629条ないし683条）に規定され、明治44年に一部改定されて以来、100年近くもの間、片仮名・文語体表記のまま放置されてきた。保険商品が国民生活に果たす役割に際したとき、古く硬直的な理論に基づいているため、現代の理論にも実務にも適合しない、との指摘がなされてきた。そこで、今回の改正にあたっては、従来商法に規定がなかったが社会のニーズが大きいとされてきた傷害疾病保険の創設などを含めて時代の要請に沿う方向で、ひらがな・現代語表記の単行法として制定された。

[平成20年改正保険法の主な柱]<sup>(註1)</sup>

- ① 共済契約への適用範囲の拡大
- ② いわゆる傷害疾病保険に関する規定の新設
- ③ 保険契約者等の保護の強化（契約締結時の告知についての規定の整備、保険給付の履行期についての規定の新設、片面的強行規定の導入等）
- ④ 損害保険（超過保険、重複保険等）についての規律の柔軟化
- ⑤ 責任保険における被害者の優先権の確保
- ⑥ 保険金受取人の変更に関する規定の整備
- ⑦ モラルリスクの防止の強化（重大事由による解除の規定の新設）

このように、100年ぶりの貴重な改正で、特筆すべき改正点も決して少なくないが、本稿では特に、個人的に改正を期待していた「告知義務違反の法的構成」について、改正の有無をふまえて、従来からの議論を再確認しつつ、残された課題を明らかにしたいと考える。

## 二 告知義務違反解除に関する新旧法の比較（参照条文は後掲）

告知義務違反に関し、現行商法は、損害保険と生命保険に規定されており（海上保険契約への準用、815条2項）、改正保険法では損害保険、生命保険に加えて傷害疾病保険に規定されているが、告知義務の定義が改正法で初めて4条に規定された他、若干の相違を除いて内容は共通しているといえる。

### 1、告知事項について

まず、告知の対象については、商法（644条、645条、678条）は、告知義務の対象を「重要ナル事実」としつつ、いかなる事実が重要かは保険契約者が自ら判断する必要があった（自発的申告義務）。

保険法はこれを改め、告知義務の対象は「重要な事項のうち保険者になる者が告知を求めたもの」とし（4条、37条、66条）保険者側に指定・質問させて、保険契約者等はこれに回答すれば足りるとしている（質問応答義務）。

これにより、保険契約に熟知していない保険契約者等を、判断の困難性からひとまず開放した点は評価できるが、附合契約における更なる消費者保護の観点からは、保険者において分かりやすい告知説明書を作成するなどの努力が望まれよう。

### 2、告知義務者の範囲について

改正前商法では、損害保険契約においては、告知義務者は保険契約者のみであったが、保険法においては、告知義務が質問応答方式で履行されるものとされたことにより、契約当事者でない被保険者であっても告知の機会は確保されるため、保険契約の種類を問わず、保険契約者に加え、被保険者も告知義務を負うとされている。

### 3、保険契約の締結の媒介者に関する規定の新設について

保険法は新たに、媒介者（代理権を有するものを除く、生命保険の募集人など）が、真正な告知を妨害したり不実の告知を教唆をしたときは、これらの行為と告知義務違反との間に関連性がなかった場合を除いて、保険者は契約を解除することができないものとした（28条2項2号・3号、3項、55条2項2号・3号、3項、84条2項2号・3号・3項）。

### 4、契約当事者双方の主観面を、解除権成立の要件や行使の制限にどの程度反映させるかについて

これについては実質的に変わっていないといえるだろう（商法644条、645条、678条1項2項、及び保険法28条2項2号3号3項、55条2項2号3号3項、84条2項2号3号3項）。

告知義務違反の成立に契約者側の心理状態を反映すべきかについては、古くは、告知義務の立法主義についての客観主義と主観主義の争いとされてきたが、主観主義を踏襲したことになる。これは、一般私法上の契約の範囲における個別化傾向を反映するものとして、また、保険実務に暗い一般消費者が保険契約者の場合（家計保険など）には、消費者保護の要請にも叶うものとして妥当と考える。

## 5、告知義務違反の効果について

告知義務違反の効果については、無効とする立法例もあり、わが国でも明治44年改正前は無効主義であったが、その後は今回の改正まで、解除主義を貫く結果となった。

なを、解除の効果の考え方としては、このようなオール・オア・ナッシングの考え方以外にも、欧米諸国のいわゆるプロ・ラタ主義（保険者が全責任を免れるのではなく、一定の方法により保険金が減額されるとする考え方）があり、今回の改正にあたり、これを採用すべきか検討されたが、結局見送られることになったものである。

## 6、片面的強行規定の導入について

いわゆる家計保険の分野においては、保険契約の内容は保険者の作成する約款によって決まるのが一般的であることから、保険契約者らの保護を確実なものとするため、片面的強行規定を導入し、告知義務、保険給付の履行期その他の多数の規定について、これに反する特約で保険契約者に不利なものを無効としている（7条、12条、26条、33条、41条、49条、53条、65条、70条、78条、82条、94条）。

## 三 残された課題

### 1、告知義務違反解除の理論構成に関する、従来からの議論（条文規定の理論的不整合性）

#### ①通説的見解

商法645条1項（生命保険についての準用678条2項）は、保険者が保険契約を解除したときは、「其解除ハ将来ニ向テノミ其効力ヲ生ス」と定める。そして、商法の一般法である民法は、同じ「解除」という規定について、遡及効がある（契約が遡ってはじめからなかったものとなる）解除（民法545条など）と、遡及効がない（将来効にとどまる）解約（解約告知ともいう、同620条など）を、区別して扱っている。だとすれば、将来効を定めた商法645条1項の「解除」は、実際には解約を意味することになる。

しかしながら、解約とは、本来正当に成立し継続してきた契約を将来に向かって消滅させるものであるところ<sup>(注2)</sup>、告知義務違反は、契約締結の時点で「信義誠実」に反する違法があり、そもそも正当な法律関係が成立していないと解されるのであるから、告知義務違反解除を解約と解することは、契約の理論にも合致しないと解されている<sup>(注3)</sup>。

そこで、通説は、商法645条1項の「解除」も、遡及効ある通常の解除であり、将来効とした規定の趣旨は、単に、既に支払われた保険料を返還する義務を、保険者に免れさせるためであると解し、違反した保険契約者へ制裁を課すと共に、落度のない保険者に費用を回収させること、などをその根拠としている。

このような遡及効を前提とすると、保険事故発生後に告知義務違反解除した場合でも、保険者は保険金支払い義務を免れる、とする645条2項本文は、単なる確認規定ということになる。

ところが、通説においては、次のような理論不整合な規定がある。保険事故発生後に告知義務違反解除した場合でも、保険契約者においてその事故の発生は当該違反のある告知事項とは無関係である（因果関係なし）と証明できたならば、保険者は保険金支払い義務を免れないことになる、という同条項但書である（因果関係原則とされる）。この請求権の根拠を、遡及消滅したは

ずの契約に求めるわけにはいかないもので、通説は、衡平の見地からの例外とみる他はないとして、因果関係不存在の立証を厳格にすることで、この例外的場面を限定し（後掲2、PI29）、立法論としては従来から削除も唱えられていた。しかし、改正法でも、この例外は維持される結果となっている。

## ②反対説

645条1項の将来効から、素直に解約と捉えて遡及効を否定する考えからは、逆に、解除時まで契約は有効に存続しているのであるから、解除以前の保険料を返還する義務もなければ、同条2項但書も確認規定ということになる。

ところが、逆に、同条2項本文は、告知義務違反解除の実効性確保のための創設的な免責規定である<sup>(註4)</sup>、などと説明しなければならなくなってしまう。

③結局、この議論のポイントは、事故が生じて初めて告知義務違反に気付くことが多いという現実を踏まえて、告知義務違反に関わる事実を原因とした事故発生の後に告知義務違反解除をした場合に、保険会社をして、保険期間までの保険料を返還することなく、保険金支払いを免責させるとともに、告知義務違反とは無関係の保険事故については保険金支払い義務を負わせる、という結論をいかに整合的に説明するか、である。

概観してきたように、従来の議論においては、全ての関連条文を理路整然と説明でき、その効果においても異論を差し挟む余地のない見解は見出し難かった。

そこで、改正のニュースを耳にした私は、これらの議論を止揚する第3の見解、あるいは、いずれかの立場ですっきりと表現された規定の登場を内心期待していたのである。

しかし、結果は、この議論の終結につながるヒントは見当たらないようである。やはり、理論構成はさほど重視されないのであろうか？

2、そこで、告知義務違反解除の規律に関する改正論議の幾つかのポイントを、以下から拾ってみたい。「保険法の見直しに関する中間試案の補足説明」（法務省民事局参事官室作成、後掲10のp94～95、なを、後の考察のため、便宜上、Aやア～エの記号を付した）

「告知をしなかったことによる契約の解除の効力については、立法論として、遡及効であることを前提として、保険者は契約の解除までの期間に相当する保険料を取得することができる旨の規律を設けるべきとの提案がされている。」（A説）<sup>(註5)</sup>「しかし、遡及効とする場合には、保険料の返還以外に原状回復の内容となるものはないのかについて検討する必要があること」（ア）、「因果関係原則を採用する場合には、因果関係がないときに保険金を支払う根拠を、保険事故の発生時に契約が有効に存続していることに求めることになることと考えられること」（イ）、「他の解除（危険の増加による解除）や重大事由による解除の効力との整合性も考慮する必要があること」（ウ）、「この問題は、告知に関する実質的な規律が定まった後に、これを法律上どのように構成すべきかという問題であり、保険契約の性質等から論理的に決まるものではないと考えられること」（エ）、「等をふまえて、将来効としている・・・。」

### 3、A説の検討

A説は、通説（上記三1①）から主として唱えられる立法論であり、ア～エは、主として将来効説（上記三1②）からの指摘と思われるので、その根拠とするとところを考察したい。

アについて

アの批判の趣旨は必ずしも明かでないが、保険料の返還以外に原状回復の内容となるものについては、以下のことが想定され得る。保険者から保険契約者への返還については、善意受益者でも現存利益返還義務を負うので（民法703条）、保険料の運用益が現存している場合には、その返還義務が考えられる。そうであれば、保険料の返還だけを定めるだけでは不十分である。他方で、保険会社の経費面をどう考えるかの問題もあり得る。

イについて

そのとおりであり、通説の最大の理論的難点と解される。将来効説によると、保険料は制裁金ではなく正当な対価として納められるため、告知義務違反と無関係な事故についての保険金を受け取る契約上の理論的正当性を取得できるのである。

ウについて

効果を将来効で揃えるべき、という批判になる。もっとも、危険増加による解除には、告知義務違反解除の場合と同様に、除斥期間の定めも因果関係原則の規定もある（改正法31条2項2号、59条2項2号、88条2項2号）が、新設された重大事由による解除（30条、57条、86条）には、これらがない（31条2項3号、59条2項3号、88条2項3号）という規律の違いがあることからすると、将来効で揃える必要性はさほど高くはないであろう。

エについて

実質的な規律は、前述の二の1～3を除き、ほぼ変わっていない。すなわち悪意もしくは重過失の保険契約者については告知義務違反が成立し、その違反に係る事実に基づく保険事故に関しては、事故発生の前後を問わず、善意無過失の保険者は、解除権を行使して（但し除斥期間あり）保険金支払いを免れることができる。立法主義としては、一律無効という法律構成も可能であるのに上記のような法律構成としたのは、契約当事者の利益を緻密に調整しようとする趣旨と解される。

更に、後述するような保険システムの特殊性からは、個々の契約当事者のみならず、他の保険契約者相互間の衡平や、保険制度の維持存続といった点も考慮して、実質的な規律を定めた上で、それを最も柔軟かつ適切に理論付けられる法律構成を選択することが、課題といえる。

そこで、次章では、告知義務制度の根拠など、根元的な議論を概観した上で、残された課題を解決する第3の見解の可能性について、若干の考察を試みたい。

## 四 告知義務制度に関わる根源的な議論を参考に、振り出しに戻って行く、ささやかな考察

### 1、告知義務制度の根拠

保険契約者に強い制裁が課され得るこの制度の根拠は何であろうか？

#### ① 射倖説

保険契約は、保険事故という偶然の事情を契機に保険契約者が大金を得る点で射倖性の強い契

約なので、モラルハザードの観点から、保険契約者にとりわけ善意性を要求すべきとする（後掲2、119p）。

### ② 技術説（危険測定説、通説）

保険システムは、保険事故の発生率を基礎としているが、その発生率は、保険の対象物あるいは客体たる人物についての情報に密接に関わり、保険者は通常知り得ない。従って、その情報を通常もっとも知りうべき立場にある、保険契約者あるいは被保険者に、提供させることにしたのである。

### ③ 検討

確かに、モラルハザードの問題として、不誠実な告知義務違反者との法律上の拘束から保険者を解放する保護の必要性は否めないが、他方でそれを強調しすぎると保険実務に暗い家計保険の契約者に過大な負担を強いる事になり妥当でない。従って、射倖性を根拠の中核に据えることは妥当でないと考える。

また、両説は、両立し得ないものではないと解されている（後掲2、119～120p）。

更に、保険契約も契約である以上、契約法一般を支配する信義則（民法1条2項）にも、その根拠を求めることができ、これを加えることで、後述するように、緻密な利益考量が可能になると考える。

## 2、（私的）保険システムの特質

保険事業は、給付反対給付均等の原則（後掲4、59頁）に従い、個々の保険契約において危険度に応じた保険料負担を要求し、危険度の限界（引き受け範囲）を超える場合には保険引受を拒否する、というポリシーに基づいて運営されている。このように、保険制度そのものの根幹を支えながら、保険契約者間の衡平にも資することで契約者数を増大し、保険制度の運用を合理性あるものとしているのである（同様な趣旨のものとして後掲4、283p）。

## 3、保険契約の法的性質

保険契約そのものは、一保険者と個々の保険契約者の間における諾成、双務、有償契約と解されている（後掲2、p81～83）が、そこにおける双務性は非常に特殊である。なぜなら、保険料支払い債務に対立する債務は、保険事故が発生したならば保険金を支払うという条件付きのもの（通説、後掲11）、つまり事故発生までは具体化しないという極めて特殊な債務だからである。また、逆に保険事故がひとたび発生すると、既払い保険料に比して莫大な保険金を一攫千金することもあり、対価性が通常とは大分異なるからである。

さらに有償契約性も、非常に特殊なものと解される。すなわち、個々の保険契約の背後には、大数の法則が妥当する危険集団が存在しており、それがあって初めて、保険の仕組みは成り立つのである。そして、大数の法則が妥当する危険集団とは、広く団体全体で統計をとると、危険（保険事故）の発生は確実に生じるものであって、個々の保険契約における有償性も、実質的にみると、通常の売買契約等のような独立したものではなく、保険集団の中に組み込まれたものと捉え得る。従って、「個々の保険契約における有償性」とは、いわば「確率的有償性」とでもいうべきもので、個々の保険契約において条件付き保険金支払い債務が具体化しない場合でも、危険集団全体として勘案すれば、契約締

結時点で既に確率的、潜在的、前提的に保険金支払債務が具体化していると評価し得るのである。

#### 4、告知義務違反の規律についての新たな法的構成の可能性

##### ① 信義則説の可能性

個々の保険契約においては、契約法一般の基礎にある、信義則（民法1条2項）が支配しているので、告知義務制度の法的な根拠を、契約当事者間の信義則に求めたい。

ただ、告知義務違反の規律について具体的な要件・効果を定立するには、つまり信義則の具体的な中身は、上記四2, 3, で述べたような契約の特殊性、更には保険契約の類型を、併せて勘案すべきと考える。このような法律構成により、契約の一括清算となる無効や解除とは異なり、柔軟な、すなわち緻密な利益衡量が可能になると解する。

このような解釈は、憲法において「公共の福祉」（憲法13条）が人権の内在的制約根拠であるとしても、人権制約の具体的な違憲審査基準は個々の人権毎にその性質などに照らして判断されることと似ている（制約根拠と具体的な違憲審査基準は次元が違い、矛盾するものではない）のではないだろうか？。

まず要件面では、保険実務に暗い一般消費者に配慮した過失認定をするとともに両当事者の主観面を解除権行使の要件により緻密に反映させ、例えば、単純悪意（重過失も含む）の外、当初から詐欺的悪意の場合の規律も含めて考えるべきであろう。もっとも、重大事由による解除に関する改正法57条3項との棲み分けについては、配慮が必要であると考える。

また効果の面では、保険システムの特質（給付反対給付均等の原則、収支相当の原則）から、保険契約者間の衡平をはかるとともに、保険者の費用回収の利益にも配慮して勘案されるべきである。すなわち、具体的な利益衡量においては、保険会社そのものの落ち度や利益を厳格に検討するというよりは、保険会社の利益を介して危険集団全体の利益を考慮し、保険契約者との間で可及的に契約を有効としつつ、営利保険の存続を脅かさない程度に調整をはかっていく、というアプローチをとることが考えられる。

具体的には、義務違反の程度が高い場合には、危険集団の利益を背後に擁する保険者側の利益を優先させて、解除する場合でも保険料は勿論のこと、義務違反による増加費用（調査費など）のコストも計上して保険者に取得させる規律が望ましい。解除しないでもよい場合には、当該保険の危険集団全体の中での経費も勘案しながら保険料を算定し直し、可及的にその差額を清算する、あるいは将来的に複数の告知義務違反者に支給することを想定して、保険金総額の上限を当該危険集団全体の収支相当の原則が妥当する額に設定し、個々の保険金の支給の累計はその上限内で収めるという規律が考えられる。

その意味では、改正にあたり要請のあった、フランス諸国におけるプロ・ラタ主義を、今後の改正にあたっては、より積極的に検討していくべきであろう。

##### ② 一部取り消し、もしくは一部解除の理論の可能性

法的根拠としては、上記①と同様に、信義則（民法1条2項）を中核に据えることが妥当と考える。

更に、三で検討したような理論的不整合性を解決し、因果関係原則を含めて理論的に明確に棲み分けするには、告知義務違反に関わる一部の保険事項のみについての、一部取り消し、もしくは

は一部解除の理論を導入することも、検討に値すると解する。

この点、超過保険についての現行法と改正法の規律が参考になる。現行法の商法631条は、超過部分につき一部無効の理論を採用しており、改正法9条は、一定の要件の下で（保険契約者及び被保険者の善意無重過失という主観的要件を含む）、一部取り消しを認めている。改正法の手法の1つであること、及び当事者の主観面を反映した緻密な利益調整が可能な点・形成権者の意思に行使が委ねられている点・遡及効がある点で解除と類似していることから、一部取り消しの理論の検討を重視すべきではないかと考える。

## 参照条文

### 保険法 第二章 損害保険

#### （告知義務）

第四条 保険契約者又は被保険者になる者は、損害保険契約の締結に際し、損害保険契約によりてん補することとされる損害の発生の可能性（以下この章において「危険」という。）に関する重要な事項のうち保険者になる者が告知を求めたもの（第二十八条第一項及び第二十九条第一項において「告知事項」という。）について、事実の告知をしなければならない。

#### （告知義務違反による解除）

第二十八条 保険者は、保険契約者又は被保険者が、告知事項について、故意又は重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、損害保険契約を解除することができる。

2 保険者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、損害保険契約を解除することができない。

一 損害保険契約の締結の時に、保険者が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。

二 保険者のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（保険者のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除く。以下「保険媒介者」という。）が、保険契約者又は被保険者が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。

三 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

3 前項第二号及び第三号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者又は被保険者が第一項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

4 第一項の規定による解除権は、保険者が同項の規定による解除の原因を知った時から一箇月間行使しないときは、消滅する。損害保険契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。

#### （解除の効力）

第三十一条 損害保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 保険者は、次の各号に掲げる規定により損害保険契約の解除をした場合には、当該各号に定める損害をてん補する責任を負わない。

一 第二十八条第一項 解除がされた時まで発生した保険事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずに発生した保険事故による損害については、この限りでない。

二 第二十九条第一項 解除に係る危険増加が生じた時から解除がされた時まで発生した保険事故による損害。ただし、当該危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した保険事故による損害については、この限りでない。

三 前条 同条各号に掲げる事由が生じた時から解除がされた時まで発生した保険事故による損害

### 第三章 生命保険

#### (告知義務)

第三十七条 保険契約者又は被保険者になる者は、生命保険契約の締結に際し、保険事故（被保険者の死亡又は一定の時点における生存をいう。以下この章において同じ。）の発生の可能性（以下この章において「危険」という。）に関する重要な事項のうち保険者になる者が告知を求めたもの（第五十五条第一項及び第五十六条第一項において「告知事項」という。）について、事実の告知をしなければならない。

#### (告知義務違反による解除)

第五十五条 保険者は、保険契約者又は被保険者が、告知事項について、故意又は重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、生命保険契約を解除することができる。

2 保険者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、生命保険契約を解除することができない。

一 生命保険契約の締結の時に、保険者が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。

二 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。

三 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

3 前項第二号及び第三号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者又は被保険者が第一項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

4 第一項の規定による解除権は、保険者が同項の規定による解除の原因があることを知った時から一箇月間行使しないときは、消滅する。生命保険契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。

#### (解除の効力)

第五十九条 生命保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 保険者は、次の各号に掲げる規定により生命保険契約の解除をした場合には、当該各号に定める保険事故に関し保険給付を行う責任を負わない。

- 一 第五十五条第一項 解除がされた時まで発生した保険事故。ただし、同項の事実に基づかずに発生した保険事故については、この限りでない。
- 二 第五十六条第一項 解除に係る危険増加が生じた時から解除がされた時まで発生した保険事故。ただし、当該危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した保険事故については、この限りでない。
- 三 第五十七条 同条各号に掲げる事由が生じた時から解除がされた時まで発生した保険事故

（強行規定）

第六十五条 次の各号に掲げる規定に反する特約で当該各号に定める者に不利なものは、無効とする。

- 一 第五十五条第一項から第三項まで又は第五十六条第一項 保険契約者又は被保険者
- 二 第五十七条又は第五十九条 保険契約者、被保険者又は保険金受取人
- 三 前二条 保険契約者

#### 第四章 傷害疾病定額保険

（告知義務）

第六十六条 保険契約者又は被保険者になる者は、傷害疾病定額保険契約の締結に際し、給付事由（傷害疾病による治療、死亡その他の保険給付を行う要件として傷害疾病定額保険契約で定める事由をいう。以下この章において同じ。）の発生の可能性（以下この章において「危険」という。）に関する重要な事項のうち保険者になる者が告知を求めたもの（第八十四条第一項及び第八十五条第一項において「告知事項」という。）について、事実の告知をしなければならない。

（強行規定）

第七十条 第六十六条の規定に反する特約で保険契約者又は被保険者に不利なもの及び第六十八条第二項の規定に反する特約で保険契約者に不利なものは、無効とする。

（保険契約者による解除）

第八十三条 保険契約者は、いつでも傷害疾病定額保険契約を解除することができる。

（告知義務違反による解除）

第八十四条 保険者は、保険契約者又は被保険者が、告知事項について、故意又は重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、傷害疾病定額保険契約を解除することができる。

2 保険者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、傷害疾病定額保険契約を解除することができない。

- 一 傷害疾病定額保険契約の締結の時に、保険者が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。

- 二 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。
  - 三 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。
- 3 前項第二号及び第三号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者又は被保険者が第一項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。
- 4 第一項の規定による解除権は、保険者が同項の規定による解除の原因があることを知った時から一箇月間行使しないときは、消滅する。傷害疾病定額保険契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。

(解除の効力)

第八十八条 傷害疾病定額保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

- 2 保険者は、次の各号に掲げる規定により傷害疾病定額保険契約の解除をした場合には、当該各号に定める事由に基づき保険給付を行う責任を負わない。
- 一 第八十四条第一項 解除がされた時までに発生した傷害疾病。ただし、同項の事実に基づかずに発生した傷害疾病については、この限りでない。
  - 二 第八十五条第一項 解除に係る危険増加が生じた時から解除がされた時までに発生した傷害疾病。ただし、当該危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した傷害疾病については、この限りでない。
  - 三 第八十六条 同条各号に掲げる事由が生じた時から解除がされた時までに発生した給付事由

(強行規定)

第九十四条 次の各号に掲げる規定に反する特約で当該各号に定める者に不利なものは、無効とする。

- 一 第八十四条第一項から第三項まで又は第八十五条第一項 保険契約者又は被保険者
- 二 第八十六条又は第八十八条 保険契約者、被保険者又は保険金受取人
- 三 前二条 保険契約者

商法 第十章 保険

第一節 損害保険

第六百八十三条 第六百四十条、第六百四十二条、第六百四十三条、第六百四十六条、第六百四十七条、第六百四十九条第一項、第六百五十一条乃至第六百五十三条、第六百五十六条、第六百五十七条、第六百六十三条及ヒ第六百六十四条ノ規定ハ生命保険ニ之ヲ準用ス

第六百四十条、第六百五十一条、第六百五十三条、第六百五十六条及ヒ第六百五十七条ノ場合ニ於テ保険者カ保険金額ヲ支払フコトヲ要セサルトキハ被保険者ノ為メニ積立テタル金額ヲ保険契約者ニ払戻スコトヲ要ス

第六百四十四条 保険契約ノ当時保険契約者カ悪意又ハ重大ナル過失ニ因リ重要ナル事実ヲ告ケス又ハ重要ナル事項ニ付キ不実ノ事ヲ告ケタルトキハ保険者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但保険者カ

其事実ヲ知り又ハ過失ニ因リテ之ヲ知ラサリシトキハ此限ニ在ラス

前項ノ解除権ハ保険者カ解除ノ原因ヲ知リタル時ヨリ一个月間之ヲ行ハサルトキハ消滅ス契約ノ時ヨリ五年ヲ経過シタルトキ亦同シ

第六百四十五条 前条ノ規定ニ依リ保険者カ契約ノ解除ヲ為シタルトキハ其解除ハ将来ニ向テノミ其効カヲ生ス

保険者ハ危険発生ノ後解除ヲ為シタル場合ニ於テモ損害ヲ填補スル責ニ任セス若シ既ニ保険金額ノ支払ヲ為シタルトキハ其返還ヲ請求スルコトヲ得但保険契約者ニ於テ危険ノ発生カ其告ケ又ハ告ケサリシ事実ニ基カサルコトヲ証明シタルトキハ此限ニ在ラス

## 第二節 生命保険

第六百七十八条 保険契約ノ当時保険契約者又ハ被保険者カ悪意又ハ重大ナル過失ニ因リ重要ナル事実ヲ告ケス又ハ重要ナル事項ニ付キ不実ノ事ヲ告ケタルトキハ保険者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但保険者カ其事実ヲ知り又ハ過失ニ因リテ之ヲ知ラサリシトキハ此限ニ在ラス

第六百四十四条第二項及ヒ第六百四十五条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

## 脚注

- 1、後掲1、28頁
- 2、後掲9、129頁
- 3、後掲3、189頁
- 4、後掲10、55頁
- 5、遡及効構成にたつ通説的な立場からは、このような立法論が唱えられることも多い

## 参考文献

- 1、萩本修「新しい保険法の概要」、商事法務1839号27頁～、有斐閣
- 2、大森忠夫「保険法（補定版）」、有斐閣、昭和60年
- 3、青谷和夫「生命保険契約法」、有信堂、昭和38年
- 4、山下友信「保険法」、有斐閣、2005年
- 5、戸田修三編「判例コンメンタール13下、商法Ⅲ下」、三省堂、1977年
- 6、勝野義孝「生命保険契約における信義誠実の原則—消費者契約法の観点をとおして—」、文真堂、2002年
- 7、石田満「保険契約法の基本問題」、一粒社、昭和52年
- 8、田中誠二共著「新版保険法（全訂版）」、千倉書房、平成8年
- 9、我妻榮「債権各論上巻」、岩波書店、1994年
- 10、田辺康平「現代保険法」、文真堂、1985年新版、平成7年
- 11、服部栄三「保険契約における保険者の給付の性質」、ジュリスト「商法の争点」（第2版）234頁～、有斐閣、1983年